

答 申

【諮問件名】

公文書の一部公開決定に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成 2 4 年 1 0 月 1 日付けで実施機関が行った公文書一部公開決定処分（発米固税第 4 9 0 号。以下「本件処分」という。）に対し、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年 1 1 月 2 2 日付けで行い、実施機関が同月 2 6 日付けで受け付けた、本件処分の一部の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）について、次のとおり判断する。

本件公開請求の対象となった公文書のうち、以下の部分については公開すべきであるが、その他の部分については実施機関が非公開とした処分は妥当である。

在日本朝鮮人総聯合会の施設に係る平成 2 2 年度固定資産税減免申請書及び添付資料（以下単に「固定資産税減免申請書」という。）のうち、次の部分

ア 平成 2 2 年 5 月 2 0 日付け受米固税第 3 7 6 号の固定資産税減免申請書中、家屋の減免対象面積

イ 平成 2 2 年 5 月 2 0 日付け受米固税第 3 7 5 号の固定資産税減免申請書中、納税義務者の住所・氏名、家屋の家屋番号・種類・構造・床面積、申請者の住所・氏名（個人の氏名を除く。）

平成 2 2 年 6 月 1 4 日起案文書「在日朝鮮人総聯合会および在日大韓民国民団に係る固定資産税の減免について」（以下「平成 2 2 年度起案文書」という。）のうち、次の部分

家屋 の減免対象面積、家屋 の家屋番号・用途・構造・床面積・所有者名

固定資産税の減免を受けた在日本朝鮮人総聯合会の施設に係る平成 2 2 年度固定資産税課税台帳兼名寄帳（以下単に「固定資産税課税台帳兼名寄帳」という。）のうち、次の部分

ア アの申請書により固定資産税の減免を受けた土地及び家屋に係る課税台帳兼名寄帳中、土地の住宅割合・小規模地積・画地番号、家屋の一棟番号・棟番

イ イの申請書により固定資産税の減免を受けた家屋に係る課税台帳兼名寄帳中、納税義務者の住所・氏名(個人の職名及び氏名を除く。)、家屋の家屋番号・用途・構造・床面積・建築年月日・一棟番号・棟番
平成18年9月12日起案文書「在日本朝鮮人総聯合会に係る固定資産税の減免について」(以下「平成18年度起案文書」という。)のうち、次の部分

ア 起案文書中、家屋 の納税義務者名(個人の職名及び氏名を除く。)・種類・構造・床面積、家屋 の課税部分の床面積、土地 の課税対象面積

イ 添付資料の家屋見取図中、見取図部分(課税対象部分を除く。)

ウ 添付資料の電算端末のハードコピー中、アの申請書により固定資産税の減免を受けた家屋の棟番・一棟番号、イの申請書により固定資産税の減免を受けた家屋の納税義務者名(個人の職名及び氏名を除く。)・家屋番号・用途・構造・階層・床面積・棟番・一棟番号

2 本件事案の経過

審査会において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

本件公文書公開請求

申立人は、2012年9月4日付けで米子市長に対し次の公文書の写しの送付を求める公文書公開請求を行い、実施機関は、平成24年9月7日付けでこれを受け付けた。

ア 在日本朝鮮人総聯合会の施設に係る平成22年度固定資産税減免に関する文書の一切

その後、実施機関は、上記の公文書公開請求に対し、対象となる公文書の特定が困難であるとして、平成24年9月18日付けで申立人に対し公文書公開請求書を補正するよう通知し、申立人は、同月23日付けで対象となる公文書の件名を以下のとおり補正を行い、実施機関は、同月26日付けでこれを受け付けた。

ア 在日本朝鮮人総聯合会の施設に係る平成22年度固定資産税減免申請書

イ 在日本朝鮮人総聯合会の施設についての平成22年度固定資産税減免に係る起案文書

ウ 固定資産税の減免を受けた在日本朝鮮人総聯合会の施設に係る平成22年度固定資産税課税台帳兼名寄帳

エ 在日本朝鮮人総聯合会の施設についての平成18年度固定資産税

減免に係る起案文書

本件処分

実施機関は、本件公文書公開請求に対し、平成24年10月1日、次のとおり公文書一部公開決定処分を行い、申立人に通知した。

〔公開する公文書〕

- ア 固定資産税減免申請書
- イ 平成22年度起案文書
- ウ 固定資産税課税台帳兼名寄帳
- エ 平成18年度起案文書

〔公開しないと決定した部分〕

- ア 公開する文書に共通する項目
通知書番号、課税標準額、年税額、評価額、減免対象面積、税額（変更前、変更後、差引額）、参考税額、算出税額、減免額、期別税額、名寄番号、住登番号、住宅割合、小規模地積、画地番号、一棟番号、棟番、課税部分の床面積、課税額、土地の課税対象面積
- イ 固定資産税減免申請書について
 - (ア)平成22年5月20日付け受米固税第376号の固定資産税減免申請書の申請者の印影の一部
 - (イ)平成22年5月20日付け受米固税第377号の固定資産税減免申請書(以下「申請書A」という。)の納税義務者の住所・氏名、土地の所在地・地番・地目・地積、申請者の住所・氏名・印影
 - (ロ)平成22年5月20日付け受米固税第375号の固定資産税減免申請書(以下「申請書B」という。)の納税義務者の住所・氏名、家屋の家屋番号・種類・構造・床面積、申請者の住所・氏名・印影
 - (イ)添付資料の2009年度米子朝鮮会館日誌(2009年1月～6月)の個人の氏名に関する部分
- ウ 平成22年度起案文書について
 - (ア)在日朝鮮人総联合会(以下「朝鮮総聯」という。)の対象資産の次の部分
 - a 土地(2)の所在地、地目、地積、所有者
 - b 家屋(2)の家屋番号、用途、構造、床面積、所有者
 - (イ)在日大韓民国民団の対象資産の次の部分
 - a 土地の所在地、地目、地積
 - b 家屋の所在地、家屋番号、用途、構造、床面積
 - c 所有者

エ 固定資産税課税台帳兼名寄帳について

- (ア) 申請書 A により固定資産税の減免を受けた土地（以下「土地 X」という。）に係る課税台帳兼名寄帳の納税義務者の住所・氏名、所在、地番、登記地目、登記地積、課税地目、課税地積、共有者
- (イ) 申請書 B により固定資産税の減免を受けた家屋（以下「家屋 Y」という。）に係る課税台帳兼名寄帳の納税義務者の住所・氏名、家屋番号、用途、構造、床面積、建築年月日

オ 平成 18 年度起案文書について

- (ア) 起案文書の土地 の所在地・納税義務者・地目・地積、家屋 の納税義務者・種類・構造・床面積
- (イ) 添付資料の家屋見取図の見取図部分
- (ウ) 添付資料の平成 18 年 7 月 25 日の現地調査報告書の個人の職名・氏名に関する部分及び法人等の経済活動に関する部分
- (エ) 添付資料の米子朝鮮会館日誌（2005 年 1 月～6 月）の個人の職名・氏名に関する部分及び法人等の経済活動に関する部分
- (オ) 添付資料の電算端末のハードコピーの土地 X に係る納税義務者、土地の所在地番・地目・地積、家屋 Y に係る納税義務者、家屋の家屋番号・用途・構造・階層・床面積

〔一部を公開しない理由〕

ア 〔公開しないと決定した部分〕のうちアについて

地方税に関する情報であり、地方税法第 22 条の規定でいう秘密に該当するため、米子市情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 4 号に該当する。また、個人又は法人等が所有する財産の情報であり、公開することにより個人又は法人等の権利、利益を侵害するおそれがあることから、条例第 7 条第 1 号又は第 2 号に該当する。

イ 〔公開しないと決定した部分〕のうちイについて

- (ア) (ア)については、公開することにより法人等の権利、利益を侵害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
- (イ) (イ)については、公開することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第 7 条第 1 号に該当する。
- (ウ) (ウ)については、登記されていない家屋の地方税に関する情報であり、地方税法第 22 条の規定でいう秘密に該当するため、条例第 7 条第 4 号に該当する。
- (エ) (エ)については、公開することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第 7 条第 1 号に該当する。

ウ 〔公開しないと決定した部分〕のうちウについて

- (ア) (ア) a については、公開することにより特定の個人が識別されるお

それがあるため、条例第7条第1号に該当する。(ア) bについては、登記されていない家屋の地方税に関する情報であり、地方税法第22条の規定でいう秘密に該当するため、条例第7条第4号に該当する。

(イ) (イ)については、公開することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第7条第1号に該当する。

エ〔公開しないと決定した部分〕のうちエについて

(ア) (ア)については、公開することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第7条第1号に該当する。

(イ) (イ)については、登記されていない家屋の地方税に関する情報であり、地方税法第22条の規定でいう秘密に該当するため、条例第7条第4号に該当する。

オ〔公開しないと決定した部分〕のうちオについて

(ア) (ア)の土地に係る情報については、公開することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第7条第1号に該当する。

(ア)の家屋に係る情報については、登記されていない家屋の地方税に関する情報であり、地方税法第22条の規定でいう秘密に該当するため、条例第7条第4号に該当する。

(イ) (イ)については、地方税に関する情報であり、地方税法第22条の規定でいう秘密に該当するため、条例第7条第4号に該当する。また、個人又は法人等が所有する財産の情報であり、公開することにより個人又は法人等の権利、利益を侵害するおそれがあることから、条例第7条第1号又は第2号に該当する。

(ウ) (ウ)及び(エ)の個人の職名・氏名に関する部分については、公開することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第7条第1号に該当する。(ウ)及び(エ)の法人等の経済活動に関する部分については、公開することにより法人等の権利、利益を侵害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

(イ) (オ)の土地Xに係る情報については、公開することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第7条第1号に該当する。

(オ)の家屋Yに係る情報については、登記されていない家屋の地方税に関する情報であり、地方税法第22条の規定でいう秘密に該当するため、条例第7条第4号に該当する。

本件異議申立て

申立人は、本件処分を不服とし、平成24年11月22日付けで本件処分の取消しを求める異議申立てを行い、実施機関は、同月26日付け

でこれを受け付けた。

3 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、次のとおりである。
本件処分を取り消し、全部公開するとの決定を求める。

4 申立人の主張の要旨

申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

納税義務者・減免申請者・不動産について、固定資産税減免の根拠が多数の市民等が使用する公益性のある施設であることなのだから、非公開とすべきではない。また、床面積等について、多数の者が立ち入りできる部分は非公開とすべきではない。

土地・家屋の所在地といった基本情報は、朝鮮総聯又は大韓民国民団の施設の所在地であり、ウェブサイト等で明らかにされているため、非公開としたことは不適切である。

朝鮮総聯は北朝鮮の国家と一定の関係を有する公人としての側面が強く、これを非公開としたことは不当である。朝鮮総聯施設は北朝鮮の出先行政機関的性質を有する施設であり、このような公的施設の管理に関わる情報を隠す処分である。

他の多数の自治体では、所在地や税額等が明らかにされている。税務情報であっても公的性質を有する施設に関する情報ならば公開すべきとする判例や他自治体の情報公開審査会答申もある。

未登記建物の家屋の種類・構造・床面積等について、そもそも不動産登記法で課されている登記義務に違反しているのだから、それを理由に公開できないとするのは失当である。

減免申請者について、公的性質のある朝鮮総聯支部と同等とみなしてもよいような密接な関わりがあると考えられるから、非公開とする理由がない。減免申請者の連絡先といえる住所等を公開しないことは、公益性に基づく固定資産税減免を受けている公益施設に市民がアクセスする機会を妨げ、市民等による関与の余地を承認していないことを意味する。

5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね以下のとおりである。

本件公文書公開請求は、朝鮮総聯施設に係る平成22年度固定資産税の

減免に関する公文書の公開を求めたものである。

本来、個々の固定資産税減免に係る公文書公開請求については、減免していること自体が地方税法第22条にいう秘密にあたることから、関係文書の存在すら明らかにしないものであると考える。しかしながら、今回の決定は、当該施設が各種教室などを行う公民館類似施設であり一定程度公知の事実となっていること、公民館類似施設であることにより減免しているため市として一定の説明責任があること、他市における同様の事案の審査会答申の内容などを参考に、特例的なケースとして一部公開することとしたものである。

申立人は、公益性のある施設に関する情報であり、市民等の多数人が各施設を使用するのが減免の根拠であるから、その不動産についての情報は非公開とすべきではないと主張する。

しかし、納税義務者及び減免申請者並びに資産に係る情報の一部を公開しなかった理由は次のとおりであり、これに該当しない部分については公開した。

ア 公開することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

イ 未登記物件の情報であり、地方税法第22条でいう秘密に該当することから公開しない。未登記であることがたとえ不動産登記法に違反することであったとしても、このことには変わりがなく、公開の理由にあたらぬ。

申立人は、朝鮮総聯は北朝鮮の国家と一定の関係を有するなど公人としての側面の強い人物であるから非公開は不当である、朝鮮総聯施設は出先行政機関的性質を有する施設であるから、本件処分は公的性質を有する本件施設に係る情報を隠すものであり、このような外国政府の公的施設の管理に関わる情報について明らかにしないものである、などと主張する。

しかし、本件公文書公開請求に係る朝鮮総聯施設については、出先行政機関的性質を有する施設として減免対象としているものではない。本件処分の決定においては、外国政府の公的施設の管理にかかわる情報という観点で判断したものではない。

申立人は、税務情報であっても公的性質を有する施設の情報として公開されている答申例・判決例の基準を適用すべきであり、多数他自治体が所在地、税額等も明らかにしているなどと主張する。

しかし、答申例・判決例については、申立人の言う例以外にも存在し、内容も一様ではない。参考とはするものの、すべてのケースを同様に扱うものとしての基準とはならない。本件処分にあたっては、個々の情報について、条例及び法令に照らし判断したものである。

申立人は、減免申請者は朝鮮総聯支部自身である場合と同等とみなし

てよいような密接な関わりがあると考えられ、朝鮮総聯の持つ公的性質に鑑み、減免申請者の住所・氏名等を公開することは何ら差支えがないはずであると主張する。

しかし、減免申請者の情報については、一部公開としている。

また、減免申請者は資産の所有者であり、必ずしも朝鮮総聯関係者（施設使用者）であるとは限らない。結果的に関係者であったとしても公開に関する考え方は で述べたとおりである。

申立人は、減免申請者の連絡先といえる住所等を公開しないことは、公益施設としての朝鮮総聯施設への市民のアクセスを妨げ公益性を減減させるものであり、ひいては市民等の利益を侵害し関与の余地を承認しないことを意味するなど主張する。

しかし、減免申請者に関する情報については で述べたとおりである。資産の所有者である減免申請者の住所等を公開しなかったことにより、施設や団体そのものへのアクセスを阻害することにはつながらない。

また、本件の減免に関する情報の公開については、 で述べたとおり、施設の公益性、市民への説明責任を考慮し判断したものである。

6 当審査会の判断

審査の経緯

実施機関から、平成24年12月11日、条例第17条第1項の規定に基づき本件異議申立てについて当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

争点の整理

本件公開請求の対象となった公文書は、朝鮮総聯施設に係る平成22年度固定資産税の減免に関する公文書であり、具体的には、固定資産税減免申請書、平成22年度起案文書、固定資産税課税台帳兼名寄帳、平成18年度起案文書である。本件異議申立てについて当審査会において判断すべき点は、これらの公文書に係る実施機関の一部公開決定処分に違法性又は不当性があるか否かである。したがって、当審査会では、当該公文書のインカメラ審査（非公開とされた公文書の提示を求めて審査すること。）を実施した上で検証し、本件処分が条例第7条第1号、第2号又は第4号の規定に違反しているかどうかを争点として審査を行った。

条例第7条第1号該当性について

条例第7条第1号に該当する非公開情報とは、「個人に関する情報（事

業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であるが、その例外として、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書ア)、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(同号ただし書イ)、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」(同号ただし書ウ)、「個人の権利利益を不当に害するおそれがなく、公にすることが公益上必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)、「当該個人が公にすることに同意している情報」(同号ただし書オ)と規定されている。

実施機関が条例第7条第1号に該当すると主張する非公開部分は、次のとおりである。なお、ア(ア)のうち申請者の電話番号については、本件処分を行った公文書一部公開決定通知書中の「6 公開しないと決定した部分及びその程度」に記載されていない。本来、これは公文書一部公開決定通知書において非公開部分として正確に特定しその理由を記載すべきものであるから、実施機関におかれては今後十分に留意されたい。

ア 固定資産税減免申請書のうち次の部分

(ア) 申請書 A 中、納税義務者の住所・氏名、土地の所在地・地番・地目・地積、申請者の住所・電話番号・氏名・印影、通知書番号、課税標準額、年税額、評価額、税額(変更前、変更後、差引額)、減免額

(イ) 申請書 B 中、通知書番号、課税標準額、年税額、評価額、税額(変更前、変更後、差引額)、減免額

(ウ) 添付資料の2009年度米子朝鮮会館日誌(2009年1月～6月)中、個人の氏名

イ 平成22年度起案文書のうち次の部分

(ア) 朝鮮総連の対象資産である土地(2)の所在地・地目・地積・所有者名

(イ) 在日大韓国民団の対象資産である土地の所在地・地目・地積、家屋の所在地・家屋番号・用途・構造・床面積、所有者名

ウ 固定資産税課税台帳兼名寄帳のうち次の部分

(ア) 土地 X について、納税義務者の住所・氏名、所在、地番、登記地

目、登記地積、課税地目、課税地積、共有者名、名寄番号、住登番号、画地番号、評価額、課税標準額、参考税額、算出税額、減免額

- (イ) 家屋 Y について、名寄番号、住登番号、一棟番号、棟番、課税標準額、参考税額、算出税額、減免額

エ 平成 18 年度起案文書のうち次の部分

(ア) 土地 の所在地・納税義務者名・地目・地積・減免額

(イ) 家屋 の減免額

(ウ) 建物 の家屋見取図の見取図部分

(エ) 添付資料の平成 18 年 7 月 25 日の現地調査報告書中、個人の職名・氏名

(オ) 添付資料の米子朝鮮会館日誌(2005 年 1 月～6 月)中、個人の職名・氏名

(カ) 添付資料の電算端末のハードコピー中、土地 X に係る納税義務者名、名寄番号、住登番号、所在地番、地目、地積、評価額、課税標準額、参考税額

(キ) 添付資料の電算端末のハードコピー中、家屋 Y に係る名寄番号、住登番号、棟番、一棟番号、評価額、課税標準額、参考税額

以下、上記の情報をその種類ごとに分類しなおして検討する。

A 個人及び法人の土地並びに個人の土地・家屋に係る情報について

ア(ア)、イ(ア)、ウ(ア)並びにエ(ア)及び(カ)は、個人及び法人が納税義務者(減免申請者かつ所有者)となっている土地に係る情報であり、イ(イ)は、個人が納税義務者(減免申請者かつ所有者)となっている土地・家屋に係る情報である。

a 納税義務者の住所・氏名、申請者の住所・電話番号・氏名・印影、所有者名、共有者名については、個人の氏名と、法人の所在地・電話番号・法人名・法人代表者のものとみなされる印影とに分けられる。

(a) 個人の氏名については、個人を識別することができる情報であるため、条例第 7 条第 1 号本文に該当する。また、同号ただし書のいづれにも該当しない。

(b) 法人の所在地・電話番号・法人名・法人代表者のものとみなされる印影については、個人と土地を共有している法人の情報である。当審査会が実施機関から聴取したところによれば、土地又は家屋を複数の所有者が共有している場合、それが法人であるか個人であるかに関わらず、市の税務事務上、その共有者全員を納税義務者としては一体として取り扱っているとのことである。本件公開請求の対象となった公文書においても、納税義務者ごとに付される通知書番

号（名寄番号）は、個人及び法人が共有している土地については共有者全員に対しひとつの固有の番号となっていることが認められる。このことから、個人と土地を共有している法人の情報は、その共有者である個人を識別することができる情報と一体不可分のものであると判断する。よって、条例第7条第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

b 通知書番号、名寄番号、住登番号については、いずれも市によって税務事務上納税義務者に付された固有の番号である。また、通知書番号は名寄番号と同一のものであるが、通常は当該納税義務者しか知りえない情報であることから、問い合わせ等においてこの番号を知っていることをもって納税義務者本人であることの真正性を担保する機能を持つ情報である。したがって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

c 土地の所在地・地番・地目・地積・登記地目・登記地積・課税地目・課税地積・画地番号、家屋の所在地・家屋番号・用途・構造・床面積については、個人が所有する資産に関する情報である。また、課税標準額、年税額、評価額、税額（変更前、変更後、差引額）、減免額、参考税額、算出税額については、個人が所有する固定資産に係る地方税に関する情報であり、一般に公にすることを予定していない。これを公開すれば、当該個人の権利利益を害するおそれがある。よって、条例第7条第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

B 団体の家屋に係る情報について

ア(イ)、ウ(イ)並びにエ(イ)、(ウ)及び(キ)は、団体（法人を除く。以下同じ。）が納税義務者（減免申請者かつ所有者）となっている家屋に係る情報である。

実施機関は、当該団体について、その成り立ちや活動実態などを把握していないことから、条例第7条第2号に規定する「法人その他の団体」に該当する任意団体、すなわち権利能力なき社団であるとは認められず、上記の情報は当該団体に属する個人に関する情報であるとした上で、個人が所有する財産に係る情報であるから、条例第7条第1号に該当すると主張する。

しかしながら、本件公開請求の対象となった公文書の内容及び当審査会が実施機関から聴取したところによれば、当該団体が現に市の税務事務上納税義務者として扱われていること、また、当該団体はその代表者が替わっても長期にわたり存続していることが認められることから、当

該団体は権利能力なき社団であると認めることが相当である。したがって、当該団体が所有する家屋に係る上記の情報については、条例第7条第1号には該当しない。

一方で、条例第7条第2号該当性についての検討が必要となる。条例第7条第2号に該当する非公開情報とは、「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」又は「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」である。

- a 通知書番号、名寄番号、住登番号については、いずれも市によって税務事務上納税義務者に付された固有の番号である。また、通知書番号は名寄番号と同一のものであるが、通常は当該納税義務者しか知りえない情報であることから、問い合わせ等においてこの番号を知っていることをもって納税義務者である団体に関係する者であることの真正性を担保する機能を持つ情報である。したがって、これを公開すれば、第三者に冒用されることで、当該団体の資産に関する情報が漏えいするなど、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。よって、条例第7条第2号に該当する。
- b 課税標準額、年税額、評価額、税額（変更前、変更後、差引額）、減免額、参考税額、算出税額については、団体が所有する固定資産に係る地方税に関する情報であり、一般に公にすることを予定していない。これを公開すれば、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。よって、条例第7条第2号に該当する。
- c 一棟番号、棟番については、いずれも市によって税務事務上家屋に付された番号であるが、一般にこれをもって当該家屋を特定することはできない。したがって、これを公開しても当該家屋を所有する団体の正当な利益を害するとはいえ、条例第7条第2号に該当しない。
- d 家屋見取図の見取図部分については、本件公開請求の対象となった公文書の内容から明らかであるとおり、当該家屋の全部が公益のため直接占用されているとして固定資産税の減免対象となっていることから、当該家屋は多数の人が使用し、間取りについてある程度知ることができると認められる。したがって、これを公開しても当該家屋を所有する団体の正当な利益を害するとはいえ、条例第7条第2

号に該当しない。

C 個人の職名・氏名について

ア(ウ)並びにエ(イ)及び(オ)は、個人の職名又は氏名であって、個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号に該当する非公開情報とは、上記6において述べたとおりであるが、本件公開請求の対象となった公文書が「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」でないことは明らかである。したがって、当審査会は、本件処分において条例第7条第2号に該当するとして非公開とされた部分を公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるかどうかについて検討した。

実施機関が条例第7条第2号に該当すると主張する非公開部分は、次のとおりである。

ア 固定資産税減免申請書のうち次の部分

(ア) 平成22年5月20日付け受米固税第376号の固定資産税減免申請書(以下「申請書C」という。)中、申請者の印影の一部、通知書番号、課税標準額、年税額、評価額、減免対象面積、税額(変更前、変更後、差引額)、減免額

(イ) 申請書A中、通知書番号、課税標準額、年税額、評価額、税額(変更前、変更後、差引額)、減免額

イ 平成22年度起案文書のうち次の部分

朝鮮総聯の対象資産について、家屋(1)の減免対象面積

ウ 固定資産税課税台帳兼名寄帳のうち次の部分

(ア) 申請書Cにより固定資産税の減免を受けた土地・家屋(以下それぞれ「土地Z」・「家屋Z」という。)について、名寄番号、住登番号、住宅割合、小規模地積、画地番号、一棟番号、棟番、評価額、課税標準額、参考税額、算出税額、減免額、課税額、年税額、期別税額

(イ) 土地Xについて、名寄番号、住登番号、画地番号、評価額、課税標準額、参考税額、算出税額、減免額

エ 平成18年度起案文書のうち次の部分

(ア) 家屋 の課税部分の床面積・課税額・減免額・年税額

(イ) 土地 の土地の課税対象面積・減免額・参考税額・年税額

(ウ) 土地 の減免額

(I) 建物 の家屋見取図の見取図部分

(オ) 添付資料の平成18年7月25日の現地調査報告書中、法人等の経済活動に関する部分

(カ) 添付資料の米子朝鮮会館日誌(2,005年1月~6月)中、法人等の経済活動に関する部分

(キ) 添付資料の電算端末のハードコピー中、土地Z又は家屋Zに係る名寄番号、住登番号、棟番、一棟番号、評価額、課税標準額、参考税額

(ク) 添付資料の電算端末のハードコピー中、土地Xに係る名寄番号、住登番号、評価額、課税標準額、参考税額

以下、上記の情報をその種類ごとに分類しなおして検討する。

A 法人の土地・家屋並びに個人及び法人の土地に係る情報について

ア(ア)、イ、ウ(ア)並びにエ(ア)、(イ)、(I)及び(キ)は、法人が納税義務者(減免申請者かつ所有者)となっている土地・家屋に係る情報であり、ア(イ)、ウ(イ)並びにエ(イ)及び(ク)は、個人及び法人が納税義務者(減免申請者かつ所有者)となっている土地に係る情報である。

a 申請者の印影については、法人代表者の印影とみなされることから、これを公開すれば、当該印影をもとに印章の偽造が行われるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。よって、条例第7条第2号に該当する。

b 通知書番号、名寄番号、住登番号については、いずれも市によって税務事務上納税義務者に付された固有の番号である。また、通知書番号は名寄番号と同一のものであるが、通常は当該納税義務者しか知りえない情報であることから、問い合わせ等においてこの番号を知っていることをもって納税義務者である法人に係る者であることの真正性を担保する機能を持つ情報である。したがって、これを公開すれば、第三者に冒用されることで、当該法人の資産に関する情報が漏えいするなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。よって、条例第7条第2号に該当する。

c 課税標準額、年税額、評価額、税額(変更前、変更後、差引額)、減免額、参考税額、算出税額、課税額、期別税額については、法人が所有する固定資産に係る地方税に関する情報であり、一般に公にすることを予定していない。これを公開すれば、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。よって、条例第7条第2号に該当する。

d 減免対象面積、床面積、課税対象面積、住宅割合、小規模地積については、法人が所有する固定資産に係る地方税に関する情報であるが、

それのみでは税額等を推測することができるに過ぎず、正確な税額等を判別することはできない。したがって、これを公開しても当該法人の正当な利益を害するとはいえず、条例第7条第2号に該当しない。

e 画地番号、一棟番号、棟番については、いずれも市によって税務事務上土地又は家屋に付された番号であるが、一般にこれをもって当該土地又は家屋を特定することはできない。したがって、これを公開しても当該土地又は家屋を所有する法人の正当な利益を害するとはいえず、条例第7条第2号に該当しない。

f 家屋見取図の見取図部分については、固定資産税の減免対象部分と課税対象部分とに分けられる。本件公開請求の対象となった公文書の内容から明らかであるとおり、当該家屋の一部が公益のため直接占用されているとして固定資産税の減免対象となっていることから、その減免対象となった家屋部分は多数の人が使用し、間取りについてある程度知ることができるものと認められる。したがって、見取図部分のうち、固定資産税の減免対象部分については、公開しても当該家屋を所有する法人の正当な利益を害するとはいえなため、条例第7条第2号に該当しない。逆に課税対象部分については、そのような事実は認められないため、条例第7条第2号に該当する。

B 法人等の経済活動に関する情報について

エ(オ)及び(カ)は、朝鮮総聯の施設に関わる法人等の経済活動に関する内部情報であり、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められる。よって、条例第7条第2号に該当する。

条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号に該当する非公開情報とは、「法令等の規定により、公にすることができないと明示されている情報」である。

実施機関が、地方税に関する情報であり、地方税法第22条の規定にいう「秘密」に該当するため、条例第7条第4号に該当すると主張する非公開部分は、次のとおりである。

ア 固定資産税減免申請書のうち次の部分

(ア) 申請書C中、通知書番号、課税標準額、年税額、評価額、減免対象面積、税額(変更前、変更後、差引額)、減免額

(イ) 申請書A中、通知書番号、課税標準額、年税額、評価額、税額(変更前、変更後、差引額)、減免額

(ウ) 申請書B中、納税義務者の住所・氏名、家屋の家屋番号・種類・構造・床面積、申請者の住所・氏名・印影

(I) 申請書B中、通知書番号、課税標準額、年税額、評価額、税額

(変更前、変更後、差引額) 、 減免額

イ 平成 2 2 年度起案文書のうち次の部分

(ア) 朝鮮総聯の対象資産について、家屋 (2) の家屋番号・用途・構造・床面積・所有者名

(イ) 朝鮮総聯の対象資産について、家屋 (1) の減免対象面積

ウ 固定資産税課税台帳兼名寄帳のうち次の部分

(ア) 土地 Z 又は家屋 Z について、名寄番号、住登番号、住宅割合、小規模地積、画地番号、一棟番号、棟番、評価額、課税標準額、参考税額、算出税額、減免額、課税額、年税額、期別税額

(イ) 土地 X について、名寄番号、住登番号、画地番号、評価額、課税標準額、参考税額、算出税額、減免額

(ウ) 家屋 Y について、納税義務者の住所・氏名、家屋番号、用途、構造、床面積、建築年月日

(エ) 家屋 Y について、名寄番号、住登番号、一棟番号、棟番、課税標準額、参考税額、算出税額、減免額

エ 平成 1 8 年度起案文書のうち次の部分

(ア) 家屋 の課税部分の床面積・課税額・減免額・年税額

(イ) 家屋 の納税義務者名・種類・構造・床面積

(ウ) 家屋 の減免額

(エ) 土地 の土地の課税対象面積・減免額・参考税額・年税額

(オ) 土地 の減免額

(カ) 建物 の家屋見取図の見取図部分

(キ) 建物 の家屋見取図の見取図部分

(ク) 添付資料の電算端末のハードコピー中、土地 Z 又は家屋 Z に係る名寄番号、住登番号、棟番、一棟番号、評価額、課税標準額、参考税額

(ケ) 添付資料の電算端末のハードコピー中、土地 X に係る名寄番号、住登番号、評価額、課税標準額、参考税額

(コ) 添付資料の電算端末のハードコピー中、家屋 Y に係る納税義務者名、家屋番号、用途、構造、階層、床面積

(サ) 添付資料の電算端末のハードコピー中、家屋 Y に係る名寄番号、住登番号、棟番、一棟番号、評価額、課税標準額、参考税額

地方税法第 2 2 条は、「地方税に関する調査(中略)に従事している者又は従事していたものは、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。」と定めている。この規定は、地方税に関する調査に係る事務に従事する者に守秘義務を課したものであり、ここにいう「秘密」とは、

一般に知られておらず、かつ他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実、すなわち「実質秘」をいうと解されている。この「実質秘」は、地方税法により漏らすことが禁じられているのであるから、条例第7条第4号の「法令等の規定により、公にすることができないと明示されている情報」に該当する。

そして、情報公開制度との関連においては、この「実質秘」にあたるかどうかは、条例の解釈適用により判断するのが妥当であると考えられる。その結果、本件公開請求の対象となった公文書の場合は、条例第7条第1号又は第2号に該当する非公開情報のみが、地方税法第22条の規定にいう「秘密」に該当し、ひいては条例第7条第4号に該当することとなると判断するものである。

これを踏まえ、以下、上記の情報をその種類ごとに分類しなおして検討する。

A 実施機関が条例第7条第1号又は第2号にも該当すると主張する情報について

ア(ア)、(イ)及び(エ)、イ(イ)、ウ(ア)、(イ)及び(エ)並びにエ(ア)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)及び(サ)について、実施機関は条例第7条第4号以外に同条第1号又は第2号にも該当すると主張している。当審査会は、すでに上記6及びにおいてその該当性について判断したところである。そして、前述したように、条例第7条第4号該当性に係る判断は、同条第1号又は第2号該当性について示したとおりである。

B 実施機関が条例第7条第4号のみに該当すると主張する情報について

ア(ウ)、イ(ア)、ウ(ウ)並びにエ(イ)及び(ロ)は、団体が納税義務者(減免申請者かつ所有者)となっている家屋に係る情報である。これらについて、実施機関は条例第7条第4号のみに該当すると主張している。その主張の趣旨は、これらの情報がすべて未登記の家屋に係る情報であることから、地方税に関する調査によって初めて得られたこれらの情報は、地方税法第22条でいう「秘密」に該当し、条例第7条第4号に該当するというものである。しかしながら、前述のとおり、条例第7条第4号該当性は、それが「実質秘」にあたるかどうかにより判断すべきものである。未登記の家屋であることを理由に、当該家屋に係る情報を他人に知られないことについて相当の利益があるということとはできない。そこで、当審査会はこれらの情報について個別に検討した。

a 家屋の家屋番号・種類・構造・床面積・用途・建築年月日・階層については、団体の資産に関する情報であって、条例第7条第1号に該当しない。また、これらの非公開部分は、公開しても当該団体の競争

上の地位その他正当な利益を害するとまではいえず、条例第7条第2号に該当しない。よって、条例第7条第4号にも該当しない。

b 納税義務者の住所及び申請者の住所については、団体の基本情報である所在地である。また、納税義務者の氏名、申請者の氏名及び所有者名については、団体の基本情報である団体名と、当該団体に所属する個人の職名及び氏名とに分けられる。

(a) 団体の所在地及び団体名については、条例第7条第1号には該当しない。

また、条例第7条第2号該当性についてであるが、一般に納税義務者又は減免申請者の基本情報は公にすることを予定していないため、当該団体の所在地及び団体名を公開することにより当該団体の権利利益を害するおそれがあると考えられる。

しかしながら、当該団体は、本件公開請求の対象となった公文書の内容から明らかであるとおりに、公益のため直接占有する固定資産に係るものとして固定資産税の減免を受けているのであるから、市政に関する情報に係る市民の知る権利を保障し、市が行政としての説明責任を果たすという情報公開制度の趣旨に鑑みれば、当該団体の所在地及び団体名を公開しても当該団体の競争上の地位その他正当な利益を害するとはいえず、条例第7条第2号には該当しないというべきである。よって、条例第7条第4号にも該当しない。

(b) 個人の職名及び氏名については、個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。よって、条例第7条第4号にも該当する。

c 申請者の印影については、b(b)の個人の氏名の印影であることから、個人を識別することができる情報であると認められ、条例第7条第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。よって、条例第7条第4号にも該当する。

結論

したがって、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表

年 月 日	内 容
平成24年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関から審査会に対して諮問 (平成24年11月22日付け異議申立て、平成24年11月26日付け実施機関異議申立て受付)
平成24年12月28日 (本件に係る審査会第1回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局職員による審議内容に係る説明 ・審議
平成25年1月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関に対して「意見説明書」の提出及び口頭説明を要請 ・実施機関に対して「異議申立てのあった処分に係る公文書」の提示及び関係資料の提出を要請
平成25年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関から提出された「意見説明書」を受付
平成25年1月25日 (本件に係る審査会第2回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関から提出された「意見説明書」について、実施機関による口頭説明を実施 ・実施機関から提示された「異議申立てのあった処分に係る公文書」及び関係資料に基づいて、インカメラ審査を実施 ・審議
平成25年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・異議申立人に対して実施機関の「意見説明書」の写しを送付するとともに、これに対する「反論書」の提出の要請及び口頭意見陳述の意向確認を通知 (「反論書」提出期限平成25年2月18日、口頭意見陳述申出期限平成25年2月8日)
平成25年4月16日 (本件に係る審査会第3回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・異議申立人から「反論書」の提出及び口頭意見陳述の申出がなかったことを確認 ・審議
平成25年5月30日 (本件に係る審査会第4回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関による口頭説明を実施 ・審議
平成25年7月1日 (本件に係る審査会第5回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・審議
平成25年7月31日 (本件に係る審査会第6回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関による口頭説明を実施 ・審議
平成25年8月21日 (本件に係る審査会第7回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・審議
平成25年9月9日 (本件に係る審査会第8回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申の検討
平成25年10月10日 (本件に係る審査会第9回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申の検討
平成25年10月31日 (本件に係る審査会第10回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申の検討
平成25年11月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申の決定